

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年8月7日

福島県知事 殿

提出者



住 所 福島県二本松市平石高田4丁目286番地1

氏 名 株式会社ニチノーサービス福島事業所

事業所長 清水 寿明

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0243-23-7711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ニチノーサービス
事業場の所在地	福島県二本松市平石高田4丁目286番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他のサービス業（農薬の製造・包装）
② 事業の規模	前年度受託生産量（5,157t・kL）
③ 従業員数	95名（2024年4月1日現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥
	排 出 量	41.53 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃油・廃酸については発生抑制の為の分別回収を進める。 汚泥については生産工程ロス削減により、廃棄物発生量を抑制する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥
	排 出 量	40 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油については引き続き分別回収を進める。 工程洗浄方法・溶剤種類の見直しを行い、廃棄物発生量を抑制する。 汚泥については生産工程ロス削減により、廃棄物発生量を抑制する。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃酸については工程洗浄キシロール・メタノールを個々のドラム缶に抜取り保管。汚泥についてはシマジン廃粉を分類し管理。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃酸については工程洗浄方法の見直しと溶剤の変更を検討し、溶剤使用量の削減を目指す。
②計画	

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当無し				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 該当無し				

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 該当無し				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 該当無し				

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
(これまでに実施した取組) 該当無し				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
(今後実施する予定の取組) 該当無し				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成5年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥	
	全処理委託量	41.53 t	0	t
	優良認定処理業者への処理委託量	41.53 t	0	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組) 処理委託に関しての取り組みはなし				

## (第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	汚泥
		全処理委託量	40 t	0 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組) 廃油・廃酸については工程洗浄方法の見直しと溶剤の変更を検討し、溶剤使用量の削減を目指す。		
電子情報処理組織の使 用に関する事項		【前年度(平成5年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	41.53	t
		(今後実施する予定の取組) 廃油・廃酸については工程洗浄方法の見直しと溶剤の変更を検討し、溶剤使用量の削減を目指す。		
※事務処理欄				

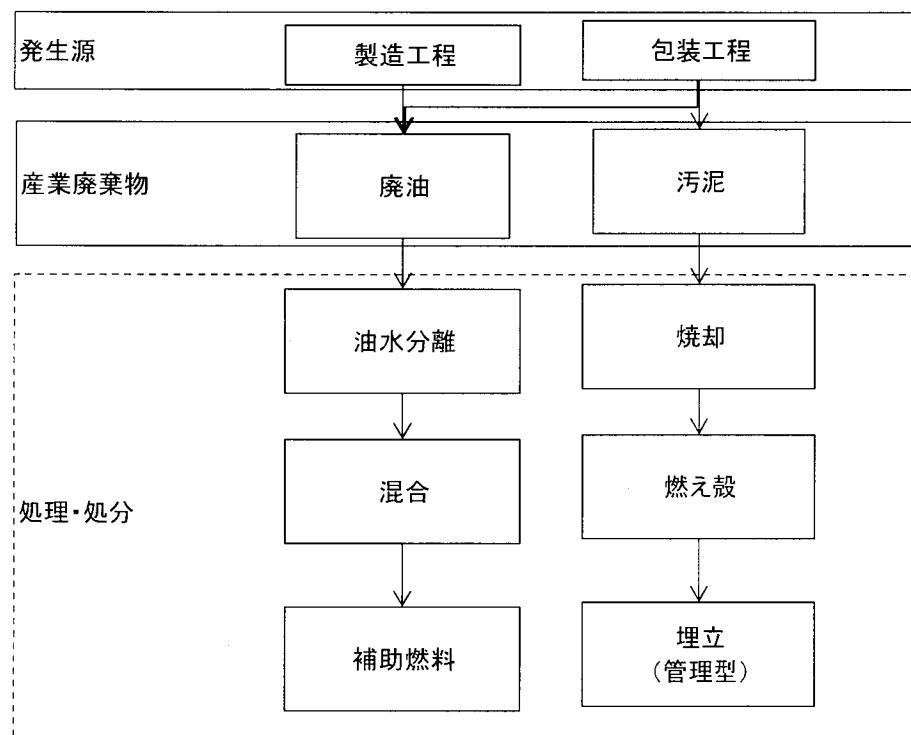
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙-1

特別管理産業廃棄物の一連の処理工程



委託処理部分の範囲

【管理体制図】

統括責任者	事業所長	担当者・他
廃棄物担当	廃棄物抑制・管理責任者	業務セクション 特別管理産業廃棄物管理者
	各部署廃棄物抑制管理担当	各センター・セクション・グループ所属長
	特別管理産業廃棄物	資格取得者
役割	環境管理委員会	廃棄物に関する所事項の検討
	廃棄物抑制・管理責任者	廃棄物管理状況の把握
		処理業者の調査・選定および管理
		契約書の締結
		産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理表交付・管理
	各部署廃棄物抑制管理担当	廃棄物の分別・排出に関する管理

【環境管理委員会組織図】

合計 10 名

